

Title	「古今蜜勘注」の諸本とその注釈態度に関する一考察・補遺
Sub Title	
Author	山本, 令子(Yamamoto, Reiko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2000
Jtitle	三田國文 No.32 (2000. 9) ,p.18- 24
JaLC DOI	10.14991/002.20000900-0018
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20000900-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「古今蜜勘注」の諸本と

その注釈態度に関する一考察・補遺

山本 令子

はじめに

「古今蜜勘注」は、牡丹花肖柏作との伝もある、「古今和歌集」の注釈である。稿者は以前、「古今蜜勘注」の諸本の内、①国立国会図書館蔵本（わ九一・一三二八）、②慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵本（〇九一―ト二二一）、③名古屋大学附属図書館皇學館文庫蔵本（九一―一三五一N）、④東大寺図書館蔵本（四二―三三一）、⑤東京大学文学部国語研究室蔵本（二二C―一二〇）の五本について、書誌的事項を報告すると共に、その注釈態度に関して若干の考察を加えたことがある。

本稿ではまず、前稿成稿後に調査の機会を得た、熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵本（二一三一七）に関する書誌的事項の報告を行ない、遺漏を正したい。続いて、前稿に於いて、「蜜勘注」と「持為注」との共通説話として掲げた、卷十一・四九五番歌の注に引用された大納言国経の北の方を巡る説話について、その変奏の様相を検討し、「蜜勘注」所載説話の位相を確認することとしたい。

一 永青文庫蔵本について

まず、永青文庫蔵本についての書誌的事項を掲げる。（丸囲み数字は、前稿で報告した五本からの通し番号である。）

⑥熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵本（二一三一七）

〔江戸中期〕写 一冊

袋綴。本文共紙表紙（二七・一×二〇・六糎）。外題、左肩打付書「古訓蜜勘注」。外題の右上に、「五十八印」と朱書する。内題、「古訓蜜勘注」（巻頭）。料紙、楮紙。墨付、五三丁（但し、末丁は裏表紙見返）。遊紙ナシ。字面高さ、約二三・九糎（注二字半下げ）。每半葉一二行書。奥書、

以上／此内最上秘事口伝別紙有之／于時天文二年梅雨下漸日 是閑書之也

卷五の巻題を欠く。全卷にわたり、虫損が認められる。尚、永青文庫の目録では、書名を「和歌秘伝抄・古訓密勘注」とする。

前稿で問題にした、国会本の朱書入れ部分について云えば、例えば、「下照姫の事読ル」という項目見出しに対して、細字漢字片仮名混じり文で、「下照姫ノアメワカミコヲクレテカナシムコヘ天ニキコユルヲヨメルノ日本記ニ下照ノツマ恋ニキコユルツネナラヌネヲ」と記すなど、名古屋大学本や東大寺本とほぼ同じ本行化の位相にある。すなわち、斯道文庫本に比して高い本行化の程度を示すものの、東大本の如く痕跡の遺らないまでに完全に本行化しているという訳ではない。

そもそも、項目立てに際して、一つ書きをとる国会本・斯道文庫本・東大本の三本に対して、名古屋大学本・東大寺本・永青文庫本は注部分を字下げすることによって、項目の区切りを示している。国会本朱注部分本行化の位相と併せて、現存諸本の中では、これら三本が比較的近い性格を持つと云っても良いのではないか。

又、永青文庫本が、「以上ノ此内最上秘事口伝別紙有之」という元奥書を有することが明らかになったことにより、奥書そのものを持たない東大本を除く、他の現存諸本が揃って、この元奥書を備えていることがわかる。このことは、現存の諸本が各れも、国会本の如き形態の本から派生していった同一系統の本であること、中で、東大本が、やや変貌を遂げた、他本とは隔たりのある本であることを再確認する一つの材料となろう。最後に、これまで考察してきた諸点を勘案して、「古今蜜勘注」の諸本について、簡単に整理しておきたい。

伝本名	項目立ての方法	元奥書の有無	国会本朱注部分本行化の程度
①国会本	一つ書き	有	—
②斯道文庫本	一つ書き	有	低い
③名大本	注部分字下げ	有	高い
④東大寺本	注部分字下げ	有	高い
⑤東大本	一つ書き	無	完全に本行化
⑥永青文庫本	注部分字下げ	有	高い

二 「古今集」四九五番歌と国経北の方を巡る説話について

「古今集」四九五番歌、

思ひいづるときはの山の岩つじ言はねばこそあれ恋しきものを

は、卷十一・恋歌の大半を占める、題不知・詠人不知歌群の中の一首であり、「新撰和歌」の恋歌、「和漢朗詠集」躑躅部にも採歌されている。その後、「俊頼髓脳」の「ひとへに優なる歌」の例に引かれ、更には「詠歌大概」「定家八代集抄」などにも秀歌として所載されていく。

そして、一方では、有名な国経北の方を巡る説話とこの一首とが様々に結び付けられていったことが、諸書に明らかである。前稿に於いて掲出した「蜜勘注」及び「持為注」所引の説話もその拡がりの中で捉えるべきであろう。そこで、繰り返し

になるが、この二書に於ける当該説話を必要な箇所のみ、改めて掲げる。

此歌は、時平大臣の御おぢ国経大納言の哥也。(中略)
大納言つくぐくと恋しまゝに此歌を読んで、おとゞのこのはらの三に成給かいなに書つけて、母に見せよ、との給けり。

是は国経の大納言のよめる心は、(中略)

其後、彼御むすめにあひ奉る事もなかりしに、其御子いできさせ給て三歳にならせ給ふ比、時平の御所にて、国経御らん給し時、御子のかいなに此哥をかき給へると也。

(「持為注」)

先に見通しを述べるならば、これらの説話の変奏の要点は、(1) 当該歌の贈り手——多くの説話に於いては作者でもあるが、古歌をとり用いたとする場合もある——が国経であるか、或いは平仲であるか、(2) 贈歌の状況はどのようなか、すなわち子供の腕に書き付けたか否か、の二点であると憶しい。従つて、以下の考察を進めるにあたっては、この二点に焦点をあてて検討していくこととする。

まず、片桐洋一氏が「古今和歌集全評釈」の当該歌注の【注抄】、「大江広貞古今集注」、「毘沙門堂旧藏本古今集注」の記述から見ていきたい。

清輔本の勅物には、

此常葉の山の哥は、本院の大臣の、在原の北方とるよ、車にのする所にて、平仲が彼北方のきぬにむすびつくるうた

なり。平仲哥歟。時以古哥結付之歟。

とあり、本院大臣藤原時平が大納言国経の北の方であつた在原棟梁女を車に乗せ連れ去つた際に、平仲が大納言の北の方の衣に結び付けて贈つた歌であり、平仲の自詠もしくは当時の古歌とする両説を併記している。尚、顕昭本勅物は同文であり、「顕昭古今集注」にも、ほぼ同文の説話が見える。

ところが、「十訓抄」第六「可存忠直事」には、

時平はすべておられる人にておはしけるにや。御をちの国経の大納言の室は、在原棟梁の女なりけるを、たばかりて、わが北の方にし給ひけり。敦忠卿の母なり。国経嘆き給ひけれども、世の聞えにはばかりて、力及ばざりけり。

思ひいづるときはの山のいはつつじいはねばこそあれ
恋しきものを

この歌、国経卿、そのころよみ給ひけるとぞ。古今集に読人しらずに入りけり。

と記されていて、時平が国経北の方を我が物とした折の詠歌とする点は共通するものの、平仲ではなく、夫たる大納言国経が詠んだ歌としており、その贈歌状況は、つまびらかでない。

又、「大江広貞古今集注」には、

思ひいづる時といはんとて、ときはの山といひ、いはねばといはんとて、岩つゝじといへる也。常盤山也。ときは山を思ひ出る時といひかけたる詞也。又云、秀能が後鳥羽院より相傳の御書とて有物に云、此歌は、平中歌也。平中とは、平貞文が異名也。業平同時也。好色人也。平中・在中

とて有けり。其時、國經の大納言とて、昭宣公の御兄也。

其人の北方、在原棟梁が女也。平中、忍て通けり。本院左

大臣時平、此大納言の甥也。大臣を請じてもてなす時、醉

狂也餘に、北方を大臣に引出物にし給ふ。大納言、醉さめ

てなげくともかひなし。大臣、志不淺して男子を生給ふ。

敦忠中納言是也。平中、其後、相見る事かなわで、彼敦忠

の中納言のをさなかりける時、此歌をかひなに書て、母に

見せよと云けるとなん。今一首、後撰に有。

昔せし我かねごとのかなしきはいかに契りし名残なるらん

とあり、後鳥羽院から秀能に相伝された書に見える説として、

平仲が、敦忠の腕に書き付けたとする説を載せている。実は、

末尾の「今一首、後撰に有。」以下の記述も、非常に興味深い

ところであるが、これについては、後で改めて触れることとし

たい。

更に、「昆沙門堂旧藏本古今集注」には、高光が多武峰に遁

世した後、七歳の娘から恋しいと言つてよこした返事に詠んだ

歌とする、全く別系統の説話も認められる。

高光を巡る伝えはともかくも、国經の北の方を巡る説話は、

「小世継物語」にも見える。長大な説話であるが、その結末部

分を次に掲げる。

おとゞ北の方車にのせ給し程に、下がさねのしりとて、

御車にいろゝやうにて、へいちうよりてかきつけて、をし

つけてさりにけり。おとゞは見給はず成にけり。北の方又

見けるに、袖の下に、みちのくに紙をひきやりて、をしつ

けたるを、あやしとおもひて見れば、忍ぶる人の手にて、

物を社いはねの松の岩躑躅いはねばこそあれ戀しき物

を

となん有ける。車に乘し程、下がさねのしり入しは、これ

にこそ有れとおぼしける。又ある人の語しは、若君の

いなに書て、母にみせ奉れとて、やりたりけるとも申す。

昔せし我かねごと悲しきはいかに契りし名残なりけ

ん

此歌こそちごのかいなにかきて、母にみせ奉れといふに、

わか君みせけり。女いみじく泣て、又かいなにかきて、返

し、

現にてたれ契りけん定めなき夢路にたどるわれは我が

は

贈り手は平仲であり、贈歌状況に就いては、陸奥紙に書いて車

に差し入れたとする説と、若君の腕に書き付けたとする説とを

共に載せている。又、ここでは、初二句を「物を社いはねの松

の」に作つてゐるが、このことについては、後に、「余材抄」

四九五番歌の注に於いて、次の様に考察されることとなる。

宇治大納言もの語に本院左大臣の国經卿の妻を取て帰り給

ふ時車におしのするほどに平仲が彼北方の袖の下にみちの

く紙にかきていたる哥

こひしきものを

今の歌は古哥にてかくは平仲が引なほしけるなるべし

厳密にいえば、「小世継物語」所引の歌句ともやや異なるもの

の、当時の古歌であった古今集四九五番歌に平仲が手を加え用いたとする点は興味深い。

この様に、国経北の方を巡る説話を眺め渡してみると、当該歌の贈り手に就いては、平仲とするのが大勢であり、国経説を唱えるのは、「十訓抄」、「蜜勘注」、「持為注」のみに過ぎない。

又、その贈歌状況に就いても、「蜜勘注」及び「持為注」には、子供の腕に歌を書き付けるという特異な伝えが見られる。

これは、僅かに「広貞注」に共通して認められるものの、「広貞注」に於いては、贈り手を平仲とする点で異なっていた。

又、贈り手に就いて唯一一致する「十訓抄」は、当該歌の贈歌状況に関する叙述を欠いている。

すなわち、「蜜勘注」及び「持為注」所載の当該説話は、その贈り手及び贈歌状況について、他書に見える説話とは若干の距離を有するのであり、このことは又二書の成立基盤の近さを浮かび上がらせることとなる。

三 「古今集」四九五番歌を子の腕に書き付ける伝えについて

前節で考察した様に、国経北の方を巡る一連の説話の中で、「蜜勘注」「持為注」、そして贈り手に就いては異なるものの「広貞注」の三書は、「古今集」四九五番歌を子供の腕に書き付けたとする特異な贈歌状況を伝えていた。

おそらく、これらの説話が生じた背景には、「後撰集」卷十

一の七一〇・七一一番歌及びその詞書の存在が大きかったのではなかるうか。

大納言国経の家に侍ける女に、平定文いとしのびて語らひ侍て、行く末まで契り侍ける頃、この女にはかに贈太政大臣に迎へられて渡り侍りければ、文だにもかよはず方なくなりにければ、かの女の子の五つ許なるが本院の西の対に遊び歩きけるを、呼び寄せて、「母に見せたまつれ」とて、腕に書きつけ侍ける

平 定文

昔せし我がかね事の悲きは如何にちぎりし名残なるらむ
返し よみ人しらず

うつゝにて誰契りけむ定めなき夢路に迷ふ我は我かは

(「後撰集」)

前掲の「広貞注」の注文末尾にも、「今一首、後撰に有。昔せし我かねごとのかなしきはいかに契りし名残なるらん 此歌の御返事、後撰にあり。」と記されていた様に、右の贈答を巡る詠歌状況との混同が、古今集四九五番歌に就いても、子の腕に書き付けたとする伝えを生じさせたと憶しいのである。

例えば、「十訓抄」では、先に引いた「古今集」四九五番歌に関する説話が続いて、「後撰集」の贈答を巡る説話が載せられていた。

兵衛佐貞文の妻、本院侍従をもさまたげられけり。貞文、消息をだにかよはずなりにければ、かの女の若君の歳五つばかりなるが、本院の西の対に遊びける、腕に「母に見せ奉れ」とて、書きつけけり。

昔せしわがかねごとのかなしきはいかに契りし名残ならむ

返し、

うつつにてたれ契りけむさだめなき夢路とまどふわれはわれかは

女君を、「兵衛佐貞文の妻、本院侍従」とする点が際立つており、共に時平に抛つて仲を裂かれた、国経とその妻（在原棟梁女）、平仲とその妻（本院侍従）という二組の夫婦を巡る説話を並べた構成となつている。

これが、前掲の「小世継物語」所載説話となると、本来、後撰集歌を巡る伝えであつたものが、古今集歌に関する伝えの中へも入り込んで行く。すなわち、「小世継物語」に於いては、古今集歌を巡る説話と後撰集歌を巡る説話とを併記するのであるが、古今集歌に就いては、平仲が陸奥紙に書き付けて、車に差し入れたとする説話が続いて、「又ある人の語しは、若君のかいなに書て、母にみせ奉れとて、やりたりけるとも申す。」との一文が見える。これは、明らかに、次に載せる後撰集歌を巡る説話に於ける、「ちごのかいなにかきて」という詠歌状況の影響を受けたものと考えられよう。

「蜜勘注」や「持為注」に於いては、後撰集歌への言及が見えないものの、以上の様な伝えの在り方——古今集四九五番歌と後撰集七一〇・七一一番歌とを同じ文脈において語ろうとする姿勢——が、子の腕に書き付けたとする型の説話の形成に繋つていったものと見做して差し支えないであろう。

尚、当該の古今集歌と直接に結び付くという訳ではないもの

の、これまで見て来た諸書に先行して、当該歌と後撰集歌、更には、子の腕に書き付けるという詠歌状況をも、同一の注文に於いて語るものとして、「顕昭古今集注」を挙げることが出来る。すなわち、「顕昭古今集注」に於いては、一四八番歌「思ひいづるときは山の郭公から紅のふり出でてぞ鳴く」の注の中で、四九五番歌を引いている。そして、「或人云」として、一四八番歌を本歌として、平仲が四九五番歌を詠じたのだとする説を挙げ、これに反証を試みる。更に、「或書ニカキタレド」として、前掲の清輔本勅物や顕昭本勅物とほぼ同文の、四九五番歌を平仲が国経北の方の衣に結び付けたとする説についても、検証を加えている。注目すべきは、それに続く条りである。

又或人云、昔相思タル女、時ノ一人ニトラレテコヒシトオモヘド、無_二甲斐_一テ年ヲフルニ、彼ヲトコ大納言ニ成テアルジスルニ、此オトコ参ジテ、彼女ノウミタル若君ノイツツムツバカリナルヲヨビテ、ユビノサキラクヒキリテ、チゴノカヒナニカキテ、母ニ見セ給ヘトイヒケル歌也トイヘリ。

この「或人云」の説に対して、顕昭はまず「而考_二後撰_一云」として、後撰集の贈答の詞書及び歌本文を引く。その上で、自説を次の様に展開するのである。

今案ニ、彼女者國經卿ノ妻、在原北方也。贈太政大臣ニムカヘラレテ、本院ニスムトキ如此讀カヨシタル也。然者カラクレナキノ歌ヲ書トイヘルハ僻事歟。指ラクヒキリテ書ト云事モオビタ_レシ。又イハツ、ジノ歌ヲバ、トラ

ル、トキ、キヌニムスピツケ、カラクレナキノ歌ヲバ、後
ニチゴノテニカクト云事モ難信受歟。兩歌共ニ古今無
作者、件兩又シモ爲平仲之詠乎。

無論、あくまでも一四八番歌に対する注文であり、四九五番歌
と、子の腕に書き付けたとする贈歌状況とが直接に結び付けら
れている訳ではない。然しながら、後撰集歌を含めた各要素が
既に、ここに出揃っていることは嘯目されよう。すなわち、古
今集の題不知・詠人不知詠を、後撰集七一〇・七一一番歌詞書
と同じく、国経北の方を巡る説話世界に取り込み、子の腕に書
き付けたとする贈歌状況と結び付けていくことは、「蜜勸注」
や「持為注」、「広貞注」の成立を遥かに溯るのであり、その
根深さが窺われるのである。

おわりに

以上、前稿と併せ、「古今蜜勸注」の伝本として、現在、所
在が確認される六本に就いて、書誌的事項を中心に考察してき
た。その結果、(1) 現存の諸本は各れも、同一系統に属すると
思われること、(2) 中では、国会図書館本が古態を留めている
こと、(3) 名古屋大学本・東大寺本・永青文庫本は近い性格を
有すること、(4) 東大本は、やや変貌を遂げた本であること、
を確認することが出来た。又、国経北の方を巡る説話に典型的
に見られる様に、「古今蜜勸注」の成立基盤と、「持為注」の
それとは、さ程遠くないであろうことも指摘したが、尚行き届
かない点も多々存することと思われ、大方の御批正を仰ぐ次第
である。

注

本文の引用にあたっては、清濁などの表記を私に改めた箇所がある。

- (1) 拙稿「古今蜜勸注」の諸本とその注釈態度に関する一考察」
〔三田国文〕第二十九号・一九九九年三月
- (2) 「蜜勸注」の引用は、斯道文庫蔵本(〇九一―ト二二―)に、
「持為注」の引用は、宮内庁書陵部蔵本(二六六・一五)に拠る。
(3) 片桐洋一氏「古今和歌集全評釈」(講談社・一九九八年)に拠
る。
- (4) 引用は、「古今和歌集」(育徳財団・尊経閣叢刊・一九二八年)
に拠る。
- (5) 以下、「十訓抄」の引用は、浅見和彦氏校注「十訓抄」(小学
館・新編日本古典文学全集・一九九七年)に拠る。
- (6) 引用は、「古今集註・京都大学蔵」(臨川書店・京都大学国語国文
資料叢書四十八・一九八四年)に拠る。
- (7) 引用は、「統群書類従」第三十二輯下(統群書類従完成会・三
版・一九三三年)に拠る。版本「宇治大納言物語」(慶應義塾図書
館蔵無刊記本 所載説話も全く同文である)。
- (8) 引用は、「契沖全集」第八卷(岩波書店・一九七三年)に拠る。
- (9) 引用は、片桐洋一氏校注「後撰和歌集」(岩波書店・新日本古典
文学大系・一九九〇年)に拠る。
- (10) 引用は、久曾神昇氏編「日本歌学大系 別巻四」(風間書房・一
九八〇年)に拠る。

本稿を成すにあたり、貴重な資料の閲覧を御許可下さった関係諸機関
に対して、厚く御礼申し上げます。

(やまもと れいこ)